

個別避難計画作成に至る取組み

避難行動要支援者の避難支援に対する制度的な流れ

1. 避難行動要支援者名簿の作成の義務化(平成25年)

東日本大震災の教訓として、障がい者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされました。



2. 個別避難計画の作成の努力義務化(令和3年)

令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者等の方々被害に遭われている状況を踏まえ、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

災害時の自助・共助の取組

地域住民

自助



要配慮者

高齢者（介護度低）、
障がい者（軽度）、
乳幼児、妊婦、など

共助

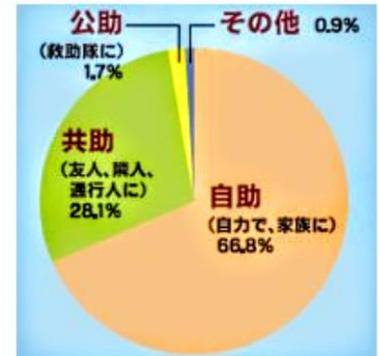


避難行動要支援者

高齢者（介護度高）、
障がい者（重度）など

共助がスムーズに行われるように個別避難計画を作成

調査：阪神淡路大震災で生き埋めになった人たちが、誰によって救出されたか？



出典：(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

災害の規模が大きいほど公助が遅れ、自助や共助が重要になります

「個別避難計画の作成」の目的は「災害時に地域のみんなで助け合い、支援する体制を作る」ことです

個別避難計画作成（モデル事業）

対象者の選定ミーティング



- ・要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）から計画を作成する対象者を選ぶ
- ・アプローチ方法の検討

出席者

- ・区職員（防災、地域福祉）
- ・民生委員など見守り活動をしている方
- ・見守り相談室、地域福祉コーディネーター（区社協）

福祉専門職の助言は必要なし

例）要介護や障がい要件がない

ご自宅を訪問・聞き取り



訪問者

- ・区職員（防災、地域福祉）
- ・民生委員など見守り活動をしている方
- ・ケアマネなど福祉職

- ・支援者の有無や避難場所などを聞き取り、計画書に記入する

計画完成・情報共有

出席者



- ・区職員（防災、地域福祉）
- ・民生委員など見守り活動をしている方
- ・ケアマネなど福祉職
- ・見守り相談室、地域福祉コーディネーター（区社協）

- ・支援者を確定させ（団体でも可）、計画書を完成させる
- ・要支援者、支援者、地域、区役所で計画書を保管する

訪問・聞き取りへ

計画作成の同意確認



- ・計画作成について同意を得る
- ・区職員（防災、地域福祉）

福祉専門職の助言が必要

福祉専門職から助言を得る



出席者

- ・区職員（防災、地域福祉）
 - ・民生委員など見守り活動をしている方
 - ・ケアマネなど福祉職
- ・要支援者の避難支援に関して助言を受ける
 - ・計画案の作成

計画書に基づいた避難訓練の実施

